

注記

1 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準及び算定方法

ア 賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額等のうち期末日において発生していると認められる金額を計上しています。

(2) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(3) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示しています。

2 重要な後発事象

該当事項ありません。

3 偶発債務

該当事項ありません。

4 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計、非常勤職員公務災害補償特別会計

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等と普通会計の対象範囲は同じです。

(3) 地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。

当会計年度に係る出納整理期間（令和2年4月1日～5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(4) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

(5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況（普通会計）

該当ありません。

(6) 繰越事業に係る将来の支出予定額

該当ありません。

(7) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

該当する資産はありません。

(8) 基金借入金（繰替運用）の内容

該当ありません。

(9) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

該当ありません。

(10) 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

該当ありません。

(11) 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当ありません。

(12) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分（不足分）とは、費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、流動資産（短期貸付金及び基金を除く）から負債を控除した額を計上しています。

(13) 基礎的財政収支

98,264千円（歳入歳出決算額から基金繰入金前年度繰越金及び諸支出金（基金費）を控除した収支です。）

(14) 既存の決算情報との関連性

地方自治法第233条の規定に基づく決算情報との違いは、ストック情報（資産・負債）や現金支出を伴わないコストを発生主義で認識しています。

(15) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	113,369千円
賞与引当金の増減額	163千円
退職手当準備金の増減額	20,685千円
その他債権債務の増減額	-千円
純資産変動計算書の本年度差額	92,847千円

(16) 一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありません。

以上